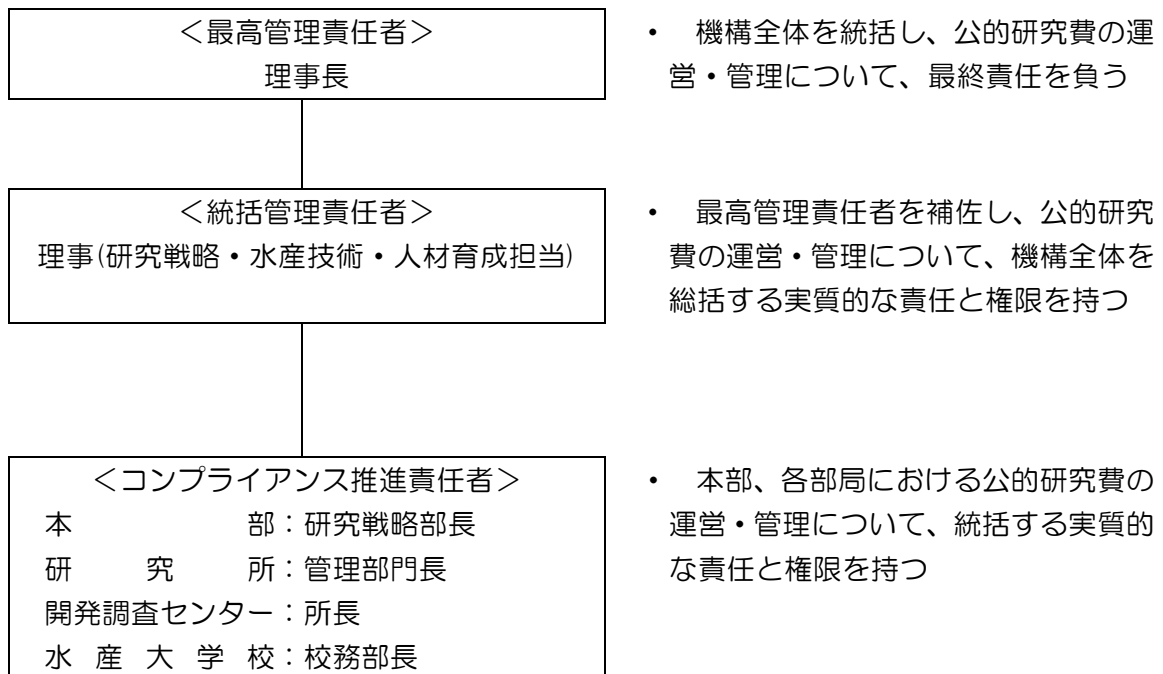


公的研究費の不正防止の取組みについて〈機構外部の皆様へ〉

水産研究・教育機構（以下「機構」）では、農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえた「国立研究開発法人水産研究・教育機構における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」を策定し、公的研究費の取扱いについて適正な運営・管理を行い、不正使用の防止に努めます。

なお、本規程に基づき、以下のとおり「責任者及びその権限」と、「相談・通報窓口」について公表します。

【責任者及びその権限】



【研究費の不正使用等に関する相談・通報窓口】

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 研究戦略部 研究支援課

〒236-8648

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4

(直通電話) 045-788-7971

※電話による受付時間は、平日 9時30分から12時00分

13時00分から17時00分 です。

<相談・通報の方法>

- 上記の相談・通報窓口に対して、書面、電話、電子メール、面談等により行うことができます。
- 書面の場合は、上記部署の「研究費不正使用相談・通報窓口宛」と記載のうえ、書留郵便など送付記録の残る方法でお送り下さい。
- 電話の場合は、上記電話番号にご連絡の際に、研究費の不正使用等に関する相談・通報である旨お伝え下さい。なお、相談・通報内容に誤りが生じないよう書面の作成をお願いする場合があります。
- 電子メールの場合は、上記電話番号に研究費の不正使用等に関する告発・相談を電子メールにて行いたい旨お伝え下さい。メールアドレスをお伝えします。

<通報に必要な事項>

- 通報は、原則として非匿名により行われます。通報者の氏名・連絡先、不正使用等を行ったとする者の氏名又はグループ等所属部署の名称、不正使用等の態様や時期等の事案内容、不正使用等とする合理的理由等について明示して下さい。

<通報にあたっての留意事項>

- 通報に必要な事項が確認できない場合には、通報を受け付けない場合があります。
- 通報の受付後、機構の統括管理責任者（理事）が当該通報の受理・不受理を決定し、通報者にその結果を通知します。
- 調査にあたって、通報者に協力を求める場合があります。
- 調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者の氏名の公表、刑事告発等があり得ます。
- 通報者、被通報者、通報内容及び調査内容は、調査結果の公表まで、通報者を含む関係者において秘密保持が徹底されます。